

総務部関係

平成 17 年度は、前年度に引き続き、本会運営の円滑化と効率化を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらに、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技運営の情報交換・連携に努めた。

1 会員（施行者）の現況

会員数

平成 18 年 3 月 31 日現在の会員数は、57 団体（地方自治体数 77）である。

施 行 者	府県	市	町	村	組 合	計
施行を単位とした数	6	4 6		1	4	5 7
（一部事務組合市町村別内訳）	2	2 2				2 4
府県・指定市町村数	8	6 8		1		7 7

- 自転車競技法第1条の規定に基づく市町村の指定

平成17年3月31日付で自転車競走が実施できる地方自治体のうち、指定期限の切れる25市に対して、総務省（告示第386号）告示がなされた。（指定期限は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとなる。）

都道府県名	市名	自転車競走が行うことができる期限	条件
群馬県	沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市	平成18年3月31日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同上	同上
	三鷹市 西東京市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市	同上	同上

2 役員

平成17年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成17年6月30日開催の第1回通常総会及び平成18年3月2日開催の第2回通常総会において、次のとおり選任及び報告を行った。

（敬称略）

第1回通常総会

（理事） 青木 久 （再任、立川市長：関東地区）

第2回通常総会

(敬称略)

- (理事) 榎田 一 男 (新任、いわき市長：北海道・東北地区)
- (理事) 野口 聖 (新任、岸和田市長：近畿地区)
- (理事) 赤間 三 郎 (再任、本会理事)
- (理事) 板垣 邦 厚 (新任、本会理事)
- (評議員) 黒田 晋 (新任、玉野市長：中国地区)

3 事務局執務体制

本会の事務局は、3部1室をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区 分 概 要	事務局長	総務部	企 画 広報部	業務部	保安室	合 計
平成 17 年 4 月 1 日現在	1	11	11	10	3	36
		内、出向 5				内、出向 5
退職者				1		1
平成 18 年 3 月 31 日現在 (退職者除く)	1	11	11	9	3	35
		内、出向 5				内、出向 5

(注) 1. 本会からの出向先。

- ・ 専用場外車券売場対策協議会(日自振内) 1名
- ・ (株)車両スポーツ映像 1名
- ・ サイクルテレホン事務センター 2名
- ・ (財)車両情報センター 1名

4 諸会議の開催

17年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会(2回)、理事会(6回)、評議員会(2回)、地区協議会会長会議(2回)、各種委員会等を開催した。

その他競輪事業の円滑かつ効果的、効率的な運営に向け、関係団体の各種会議に出席

し、施行者の要望の反映に努めた。

5 研修の実施

研修名 「平成 17 年度施行者新任職員セミナー」
開催日時 平成 17 年 7 月 13 日（水）、7 月 14 日（木）の 2 日間
会場 ニューオータニイン東京
参加者 33 施行者（69 名）

6 競輪活性化対策

競輪政策決定会議

平成 14 年 4 月発足。

目的： 顧客第一主義
競輪事業の経営基盤安定

平成 17 年度は、競輪政策決定会議が 3 回開催された。

第 1 回（持ち回り）

開催日時 平成 17 年 5 月 6 日（金）

議題 平成 17 年 7 月以降における「A 級ツイントーナメント」の取
り扱いについて
S 級選手の G 欠場防止対策について

第 2 回

開催日時 平成 17 年 10 月 5 日（水）

日本自転車振興会

議題 平成 17 年度の構造改革への取組み状況について
その他

第 3 回（持ち回り）

開催日時 平成 17 年 12 月 16 日（金）

議題 平成 17 年度における「競輪のエンターテイメント化（世界標
準化）」の取組みについて

企画広報部関係

車券売上が継続して減少しているため、本場開催で赤字を計上する施行者が多くなっている。

施行者は、収支改善健全経営にむけ、開催経費（従事員数及び賃金、各種委託経費、正規職員数等）の削減などに引き続き努力しているが、自助努力による経費の削減等は、限界に達している状況である。

このような状況のなか、施行者収益の確保と経営健全化を図るためには、日本自転車振興会（日自振）交付金をはじめ、競技会委託費、選手賞金・共済会助成など固定経費となっている制度上の経費について適正化と削減が急務な課題である。

また、競輪事業活性化のためには、特別競輪をはじめとする番組制度の改善、ファンの増加に結びつく広報、宣伝活動の充実が求められている。

本会としては、これらの諸課題等の改善、改革にむけて、主として次の業務に取り組んだ。

経済産業省（経産省）が所管する産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会において、「競輪・オートレース事業活性化プラン」が策定され、同分科会に答申された。本会では、委員会審議に陪席や資料提供を行うなど、「競輪事業の再興に向けての施行者の取組」として、競輪事業及び施行者の置かれている現状について、報告・説明を行った。

平成 15 年度から、施行者と自転車競技会との相対契約となった委託経費については、旧法別表での措置を主張する本会と、選手参加旅費を分離した上で、新料率表による経費の算定をすることを主張する自転車競技会全国協議会との協議が整わなかったことから、3月31日に経産省の局長名による通達が出され、平成 18 年度から、選手参加旅費を分離した形での運用を行うこととなった。

日自振交付金については、平成 14 年度の法改正の際に、平成 18 年 3 月までの間に、必要な見直しを行うとの附則が加えられていること、依然として、車券売上、施行者の収支状況の改善が図られないことから、同交付金の改正に向け、全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会及び府県施行者会議の 4 団体を中心に陳情活動を行うとともに、本会上田会長が、経済産業大臣をはじめ自民党 3 役等と会談し、同交付金の改正の要請を行った。

選手賞金については、日本競輪選手会との交渉で、日当（6 千円）の千円削減と寒冷地手当（2 万 5 千円）の廃止が合意された。さらに、下位着位賞金のカットをはじめとする賞金体系の見直しについて提案を行い、平成 18 年度中に検討することになった。

選手共済制度については、本会理事から、2 割削減する方向で検討されたいとの提案を行ったことにより、共済制度改善委員会で数次にわたり検討が行われ、共済制度改善

等に関する答申書を共済会会長に答申した。

この結果、平成 18 年度については、選手数の減員、落車事故の減少に伴う経費減について予算に反映されたが、選手年金、退職年金等改正については、引き続き、平成 18 年度に検討することになった。

施行者開催収支の悪化の主たる要因となっている F 開催の削減について、平成 16 年度から、その検討を関係団体に要請していたが、実質的な踏み込んだ検討が行われないうまま推移してきた。このため、平成 18 年度開催計画を提出するにあたり、全施行者が一律 1 開催(2 節)を削減して提出することとした。この結果、平成 18 年度については、特別競輪等を実施する競輪場を除く 35 場が F 開催を 1 節削減することが、競輪首脳による調整会議で決定された。

日韓の親善と両国競輪の相互発展のため、関係団体の協力の下、日韓交流レースを西武園競輪場において、韓国選手 9 名を招致し、日本選手 9 名とで実施した。

特別競輪等の番組の見直し、日本競輪学校入試制度の改正(入校定数を 75 名から 150 名)等を含めた諸問題、施策について、競輪運営研究委員会、選手制度検討委員会等を中心に協議し、対応した。

調査統計業務については、開催収支関係業務を中心に、情報収集とデータの整理を実施するとともに、競輪場廃止、施行者撤退に伴う訴訟関係の情報収集を行い、各施行者に対して、情報提供を行った。

広報活動としては、特別競輪等を中心とした効果的な広報、宣伝活動を実施するとともに、テレビ・ラジオの実況中継の実施により、車券発売の促進、競輪事業のアピールを行った。

併せて、テレビ、新聞等のマスコミ関係に対して、競輪の諸施策、制度の変更などの各種情報提供を行い、理解と協力を求めた。

その他、新規ファンの獲得を目的とした初心者教室、売上増進のための競輪場モデル宣伝事業に対し助成を行い、競輪事業の活性化対策を積極的に推進した。

これらの広報事業については、広報委員会において対応を協議し、広報宣伝活動を行った。

業務部関係

平成 17 年度は、経済産業省補助金問題を契機に、施行者の逼迫した問題が表面化し、F の開催節数削減にまで発展した。特に、競輪界でのさまざまな問題が提起され、「産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会」でとりまとめられることになった。

業務部では、この削減問題に関連して、日程調整、各場の施設調査、従事員関連問題に対し、開催等日程調整委員会のほか、情報システム等委員会、労務対策委員会等の中で検討し、関係機関と調整を図った。

開催日程の調整においては、記念競輪の開催日程の調整方法を新たに策定し、施行者の協力のもとに調整を行った。

さらに、F 開催節数削減問題の影響で、日取調整を短期集中で行ったが、この案件に対しても施行者の協力により無事難局を乗り越えた。

また、施行者が場間場外設置に係る事務処理を、少しでも軽減化をするため、支援システムを開発し、関連して施行者説明会を実施した。

車両情報システムは、16 年度から準備を始めた再構築により、10 月 13 日から新たにダウンサイジング化された機器並びにアウトソーシングされた電話投票アンサーシステムの稼働が始まった。また、インターネット投票も順次手直しを進め、18 年度から操作性の向上や見易さ等を追及した新システムを稼働させる予定となっている。さらに各競輪場におけるトータルゼータシステム等との関連から、VIS 再構築作業部会で効率的な運用かつ経済性を重視した検討を重ね、18 年度からより具体的な検討を進めていくことになった。

サイクルテレホン事務センターの運営については、民間に業務委託することが可能になったことから 19 年度を目処に、従来の自転車競技会委託を含め、民間への委託を視野に入れた取り組みを始めた。

民間設置の場外車券売場の問題等を検討するため、民間所有専用場外管理施行者協議会（民施協）を設立し、経産省車両課との折衝、民間設置者で設立した全国場外車券売場設置者協議会（全車協）との検討会等を開催した。

競輪臨時従事員の労務問題については、労務対策委員会を中心に協議を進め、労働条件の適正化に努めた。また、従事員自身による標語作りを実施、建屋でのポスター掲示による意識改革に努め、サービス業としての充実を図った。

保安室関係

全国の競輪場では「暴力団、ノミ屋、コーチ屋等のいない、クリーンな場内」を目指し平成17年度は、より効率的な暴力追放対策と自衛警備力の強化等を重点として取り組んだ。

1 排除（入場禁止・退場命令）人員

総人員2,081人（うち暴力団員1,407人）、前年比で142人増加した。

2 自衛警備力の強化対策

警備対策委員会

平成17年5月12日、10月3日の2回開催し、平成16年度事業報告及び平成17年度の暴力追放対策等を審議、検討した。

新任自衛警備担当者研修会

新任の自衛警備担当者34名に対し、平成17年6月21日東京で実施した。

自衛警備体制（平成16年度）の実態調査

「各競輪場における自衛警備力の現況等」及び「各競輪場における暴力団・ノミ屋等追放対策の実態」について調査・検討を行った。

3 追放対策の推進

追放対策中央推進会議・連絡会

平成17年5月18日、全輪協会議室において経済産業省及び警察庁担当官の出席を得て開催、平成16年度事業報告及び平成17年度の暴力追放対策等について審議した。

追放対策地区推進会議

全国5地区（関東、東海、中国、四国、九州）で開催し、競輪場等の暴力団・ノミ屋等追放対策推進計画の調整、情報交換、排除対策等を検討した。

暴追合同情報交換会議

全国6地区（北海道・東北、関東、東海、近畿、中国・四国、九州）で、モーターボート、小型自動車競走施行者協議会と共催により開催した。

事故防止総合訓練の実施

平成18年3月3日、松阪競輪場において、警察及び消防機関の協力のもとに震災対応型の総合訓練を実施した。

広報活動

スピードチャンネル及び各競輪場で製作する番組に『ノミ行為等の防止』を呼びかけるコマーシャルを挿入、放映した。

4 他の公営競技施行者と共同しての暴力追放対策

公営競技暴追対策中央会議

平成17年12月1日開催し、公営競技関係各省、警察庁、各公営競技施行者協議会の暴力追放担当幹部が出席し、暴力団の追放等を決議した。

暴追ブロック情報交換会議

全国5地区（東北、関東、近畿、中国、四国）で実施した。

広報活動

暴力団・ノミ屋等入場禁止ポスター「入場お断り」（全国公営競技施行者連絡協議会作成）を配付した。

暴力追放東京都推進会議

平成18年3月10日、立川市で開催された。

ま え が き

平成17年度は、本会会長が千葉県知事から埼玉県知事に引き継がれ、新体制の下でスタートが切られた。

経済産業省は、前回の平成14年自転車競技法改正時の付帯事項に基づき、法律の施行状況を踏まえた法の見直しの年であったことから、所管の産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会において競輪活性化等の検討が行われ、施行者ヒアリング等も行い、平成18年3月に「競輪事業活性化プラン」が報告された。

本会としては、報告書で指摘された事項について、今後関係団体等とも協議のうえ決められた期限までに検討を進めていくことにしている。

平成17年度の競輪車券売上高は、8,774億9,578万円で、前年度比95.9%（一日平均売上高比は、98.6%）本場入場者数は約980万人で1千万人の大台を割り込む結果となり、依然として厳しい状況が続いている。しかしながら、売上高については減少しているものの、前年度比では落ち込み幅、金額とも少なくなっている。

グレード別に見ると、特別競輪の売上高は、前年度比、95.6%（一日平均売上高比は93.8%）、普通競輪の売上高は、前年度比92.0%（一日平均売上高比は94.2%）で特別、普通ともに下げ幅は前年度より少なくなっている。記念競輪は場外発売の増加もあり、売上高は前年度比103.9%（一日平均売上高比は103.9%）と引続き好調を維持している。全体として平成17年度は、底打ち感も見られるものの売上げの回復には至っていない。

本会では、このような状況のもとで競輪事業の経営改善を図るため、日本自転車振興会への1号・2号交付金の法改正に向けて、全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会、府県施行者会議の4団体と共同で陳情活動を行うとともに、上田本会会長が経済産業大臣をはじめ自民党三役等と会談するなど、同制度の改正要請を行った。

また、赤字が問題となっているF開催については、節数削減要望を行った結果、平成18年度は特別競輪等開催場を除く35場で1節削減することで関係団体と合意することができた。

その他、選手賞金、選手共済会助成金、競技会委託費等について、本会の関係委員会で協議のうえ、経費の適正化等について関係団体と折衝し、対応した。